

緒言と謝辞

本書は、傷害保険の約款構造、具体的には、原因事故（被保険者の受傷の原因となった事象のことであり、この原因事故について急激性・偶然性・外来性という3要件の具備が求められる）の捉え方と、2種類の偶然性（原因事故発生の偶然性と結果発生の偶然性）に関して、基本的な理論を提示するものである。傷害保険には多様な論点があるが、基本的な約款構造についての共通の理解がなければ、いくら議論を積み重ねても「すれ違い」に終始してしまう惧れがある（たとえば、原因事故3要件である急激性、偶然性、外来性に関する議論がその様相を表しているように思われる）。基本的な約款構造に関する共通の理解が不可欠であることは傷害保険に限らないことであるが、こと傷害保険に関しては、基本的な約款構造のうち、特に、原因事故の捉え方、および、2種類の偶然性について、十分な研究が蓄積されてきたとは言い難いと思われる。そこで、本書では、この両論点について詳細な検討を行い、一つの考え方を提示することとしたものである。なお、傷害保険の基本構造は、保険法では規定されておらず、保険約款で規定されている、したがって、傷害保険の基本構造について論じるには、保険約款を丁寧に参照することが不可欠である。

この研究を始めたのは、一つには、日本で傷害保険が発売されてから既に100年以上を経過しているにもかかわらず、こうした基本的な約款構造について共通の理解が成立していないからである。もう一つには、2007（平成19）年以降、傷害保険に関して示されている最高裁判例が、従来の保険実務から乖離したものであると思われるからである。

現実世界では、日々、実に多種多様な身体障害が大量に発生しているので、いかなる事案のいかなる身体障害に関しても適用できる、一貫した理論の提示が保険契約者や保険実務から求められていると思われる。そして、この切なる要望は、筆者が損害保険会社に勤務していた際に、数年間で10万件程度の傷害保険金支払に携わった中で痛感した思いでもある。本書は、そのような要望に応える理論の提示を心掛けたつもりである。もちろん、浅学非才な筆者のこ

と、多々、理論的な欠陥・不備、勘違いや間違い等々があるだろう。読者のご批判・ご指摘を待ちたい。

なお、本書は次の2論文を出発点としている。ただし、本書作成にあたって大幅に手を加えており、また、管見を修正している部分もある。

- ① 「傷害保険における原因事故の捉え方」産大法学51巻2号（2017年）
- ② 「傷害保険における2種類の偶然性——原因事故発生の偶然性と結果発生
の偶然性」産大法学52巻2号（2018年）

本研究は JSPS 科研費 JP17K03489 の助成を受けたものである。また、本書出版は京都産業大学出版助成金の助成を受けたものである。この場を借りてお礼申し上げる。

最後となってしまったが、かように営利性の乏しい専門書の刊行をご快諾いただいた法律文化社の田麿純子社長、そして、丁寧にご助言等をくださった同社の舟木和久様にこの場を借りて感謝申し上げます。

2019年11月

吉澤 卓哉